

2013年 11月 15日

金融担当大臣
麻生 太郎 様

全国金融労働組合共闘会議
議長 浦上 義人

要請書

リーマンショックで大きな打撃を蒙った欧米では金融再規制の動きが続いています。米国では、「ボルカールール」と呼ばれる証券と銀行の再分離に向けての再規制に着手され、欧州では株式や債券などの取引に課税する金融取引税導入に向けて動き出しています。

こうした中、わが国は、金融機関が危機により受けた傷が欧米主要国と比べて軽微、金融庁を中心とする監督体制が機能しているとして、G20 の合意事項を踏まえ、必要な対応は実施(店頭デリバティブの清算期間利用義務付けと報告義務、破たん処理枠組み、大口信用規制)することで対応するとしています。

リーマンショックの被害が軽微であった一方、わが国は、ニューヨーク、ロンドンの金融市場に追いつこうとして、銀行、証券、保険の垣根の撤廃、手数料の自由化などを一挙に行ったことで、銀行、保険、証券の寡占化が進み、リスクが一部の金融機関に集中する問題が生じています。

また、金融自由化の中で生じた激しい競争のもとで公共性をないがしろにした利益優先の経営が広がったことから、金融の職場では顧客と従業員を犠牲にする状況が生まれています。

銀行が証券分野に進出する中で、銀行員が投資信託販売のノルマに追われています。保険料率の自由化で、損害保険の職場では、経営不安、雇用不安が蔓延するなど、安心、安定を売る職場とはかい離れた状況となっています。

私たち全国金融共闘は、日本経済の健全な発展に資する金融、証券を目指す立場で、自由化・規制緩和路線の見直しと利用者保護、金融機関の法律遵守を求めて、下記事項を要請します。

記

1. これまでの自由化・規制緩和路線を十分に批判・検証し、金融各業態が業務のすみわけなどによって、国民・利用者に対する社会的役割を果たせるようにすること。
2. 各金融機関における投資信託や変額年金保険の販売について、説明義務及び適合性原則の遵守状況を調べ、信用失墜につながるノルマ的販売を行わないよう指導すること。
3. 金融機関の労働争議解決とパワハラ防止を指導すること。
 - (1) 渡島信金に不当労働行為事件早期解決を指導すること。
 - (2) 労働者の人格を傷つけ精神的な健康破壊につながる嫌がらせ・パワハラを防止するよう金融機関を指導すること。
4. 「中小企業金融円滑化法」は、本年3月末で再延長期間が終了したが、中小企業がおかれている厳しい経営環境に鑑み、地域・中小企業金融円滑化のための恒久法制定を図るとともに、「改正金融検査マニュアル・監督指針」により金融機関への指導を強めること。

以上